

2012年1月5日

関西大学生協同組合 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構関西 (略称: KC's)

理事長 榎 彰 徳

【連絡先(事務局)】担当: 西島

〒540-0033 大阪市中央区

石町1丁目1番1号天満橋千代田ビル

TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730

メールアドレス info@kc-s.or.jp

ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

お問い合わせ

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れたり、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました(組織概要についてはホームページをご参照下さい)。

さて、当団体は、貴組合の加入手続き及び貴組合が提供している共済への加入手続きに際して、貴組合が加入希望者に交付している2011年度の「加入手続きのご案内」および「加入申込書」「振込依頼書」と題された書面(以下「交付書面」と言います)の内容について、検討した結果、下記の通り問題があると考えます。

記

1 抱き合わせ販売

上記交付書面によりますと、貴組合の交付書面のうち、「加入手続きのご案内」に、「ご加入時には出資金として50,000円の払い込みをいただき、同時に共済にも加入のご協力をいただいております。(18,000円=4,500円×4年間)」との記載が、「生協への加入手続きについて」に「関大生協では組合にご加入いただくときには、共済にも同時に加入して頂く様お願いしております。」との記載があり、貴組合への加入と共済への申込は形式

上別になっております。

しかし、その一方で、「振込依頼書」の振込証明書及び振込（兼手数料）受領書兼仮組合員証の金額欄には貴組合出資金50,000円と4年間の共済掛金である18,000円の合計金額68,000円が印字されており、貴組合への加入と同時に共済への申込が事実上強制されている体裁がとられています。

かかる貴組合の上記共済の販売方法は、以下のとおり、独占禁止法第2条9項5号イ及び不公正な取引方法10項に規定する「抱き合わせ販売」に該当するものと考えます。

- (1) 不公正な取引方法に該当する「抱き合わせ販売」とは、①抱き合わす商品又は役務（以下「主たる商品」といいます）と抱き合わされる商品又は役務（以下「従たる商品」といいます）が別個の商品であること、②従たる商品を「購入させること」という取引の「強制」があること、及び③「不当性」（公正競争阻害性）があることが必要となります。
- (2) まず、貴組合への加入と共済が別個の商品であることは明らかです。
- (3) 次に、取引の強制がなされたか否かについては、客観的にみて少なからぬ顧客が従たる商品の購入を余儀なくされているか否かによって判断されます。

そして、本件につきましては、上記の通り、「振込依頼書」の振込証明書及び振込（兼手数料）受領書兼仮組合員証の金額欄には貴組合出資金50,000円と4年間の共済掛金である18,000円の合計金額68,000円が印字されている一方で、同振込依頼書には共済に加入しない場合についての説明が一切記載されておらず、客観的にみて、組合員が加入するに際して共済への加入を余儀なくされていることも明らかです。

- (4) 最後に、公正競争阻害性につきましては、当該抱き合わせ販売がなされることにより、買い手は従たる商品の購入を強制され商品選択の自由が妨げられ、その結果、良質・廉価な商品を提供して顧客を獲得するという能率競争が侵害され、もって競争秩序に悪影響を及ぼすおそれのある場合に認められると考えられます。

本件は、関西大学の学生・大学院生等が貴組合の加入資格を有するものであり、貴組合に加入する学生等が多数を占めているところ、かかる振込依頼書の金額の明記は、事実上共済への申込も余儀なくされるのであって、同大学の学生・大学院生等が加入する共済・保険制度について事実上商品選択の自由が妨げられる一方、貴組合においても容易に共済の加入がなされることで、良質・廉価な商品を提供して顧客を獲得する努力を怠るような仕組みとなっていることは明らかです。

以上より、公正競争阻害性につきましても認められるものと考えられます。

- (5) したがって、仮に、貴組合が、独占禁止法が規制する共済の販売方法が抱き合わせ販売に該当するか否かについて検討することなく、一律に振込依頼書に共済掛金も含めた金額を印字していることは、単に表示・説明の方法として消費者保護の観点から不適切であるという点にとどまらず、消費者の保護も図る法律である独占禁止法上大いに疑義があるといわざるを得ないものと考えます。

2 不実告知

次に、「加入手続きのご案内」に、「ご加入時には出資金として50,000円の払い込みをいただき、同時に共済にも加入のご協力をいただいております。(18,000円=4,500円×4年間)」との記載、「生協への加入手続きについて」に「関大生協では組合にご加入いただくときには、共済にも同時に加入して頂く様お願いしております。」との記載及び振込依頼書について、貴組合への出資金と共済掛金の合計金額が記載されていることから、貴組合に加入するには共済にも加入しなければならない、との告知を貴組合が事実上行っているものと考えられます。

消費者契約法第4条1項1号により、「重要事項について事実と異なることを告げること」に該当する場合には当該契約を取り消すことができます。

この点、貴組合へ加入するにあたり同時に共済契約を締結する必要があるか否かについては、まさに契約を締結するか否かという重要事項であることは明らかであるところ、実際には組合へ加入すると同時に共済契約を行う義務が組合員に発生するわけではないこと、すなわち、共済への加入が選択的であるという事実と異なることから、「重要事項について事実と異なることを告げること」に該当しますので、消費者契約法第4条1項1号に定める「不実告知」の規定に基づき、共済契約については取り消しうるものと考えます。

3 告知の有無

本件共済契約に関する「加入申込書」には告知欄がありません。

共済契約にかかる告知については保険法第37条、第66条が準用され、共済契約者と被共済者は、共済契約の締結に際し、共済組合が求める告知事項（健康状態についての質問）に正確な回答する告知義務があります。

もし、共済契約者と被共済者から告知がなされていないと、上記保険法上問題があると考えます。

つきましては、貴組合に対し、下記のとおり質問がございますので、2012年2月6日までに文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

下記質問事項について、貴組合よりご回答なき場合、あるいは「お問い合わせ」にご対応いただいたものの、当団体が相当と判断する解決に至らない場合、その時点における当団体の認識に基づいて、貴組合に対し公開にて「申入れ」させていただき予定です。

「申入れ」には、当団体が適格消費者団体として消費者契約法または特定商取引法に基づいて行う裁判外の差止請求を含む場合があります。また、消費者契約法又は特定商取引法に基づく場合以外におきましても、消費者保護の観点から問題となる違法行為が存在する場合には任意での改善要請等の「要請」を行う場合もございます。

公開での「申入れ」「要請」以降につきましては、当団体からの「申入れ」「要請」の内容及びそれに対する貴組合からのご回答等、申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公表いたします。

また、「申入れ」又は「要請」を行った時点で当団体の「お問い合わせ」の内容及び経過も当団体ホームページ等で公表いたします。

当団体は、本「お問い合わせ」についてはお問い合わせを行っている事実も含めて非公開にて行っておりますが、本「お問い合わせ」を機に貴組合が私どもとご協議いただき、その結果、契約書の改定等、一定の解決に至った場合には、解決に至った時点で、本「お問い合わせ」の内容及び経過・解決結果を当団体ホームページ等で公表させていただきます。

なお、このたびの「お問い合わせ」を機に、一度当団体の担当者と面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴組合の誠実、真摯な対応を期待します。

※詳しくは別添の「KC'sの『お問い合わせ』『申入れ』事業における活動方針について」をお読みいただくとともに、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

質問事項

- 1 貴組合が提供している共済への加入が、独占禁止法第2条9項5号イ及び不公正な取引方法10項に規定する「抱き合わせ販売」に該当するかどうかにつきまして、貴組合のご意見・ご判断をお教え下さい。
- 2 貴組合が提供している共済への加入の勧誘方法が、消費者契約法第4条1項1号に規定する「不実告知」に該当するかどうかにつきまして、貴組合のご意見・ご判断をお教え下さい。

- 3 貴組合における、組合員の共済加入の割合についてお教え下さい。
- 4 振込依頼書に出資金と共済掛金の合計金額が68,000円と記載されていることについて、組合員（又はその親）から問合せはありましたでしょうか。ありましたら、その件数（2011年度分）についてお教え下さい。
- 5 貴組合への加入及び共済への加盟について、各申込希望者に対し、貴組合は交付書面を渡すほか口頭での説明を行っているのかについてお教え下さい。
- 6 共済契約について、告知に関する理由や説明はどのように行っておられるでしょうか。また、加入申込書に告知欄がない理由についてお教え下さい。
- 7 2012年度の貴組合の加入手続き及び共済契約の申込に関する案内、振込依頼書の記載について、2011年度と異なる点はありますでしょうか。

以上